

# あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクターのご利用Q & A

平成30年11月12日施行

## 1. 手続きについて

**Q キャラクターを利用する際、手続きは必要ですか？**

A キャラクターの利用は、あらかじめ建設政策課長の許諾が必要となります。  
なお、次の場合は、手続きは不要です。

- ・ご家庭で仕事以外の目的で利用するとき
- ・学校の授業や特別教育活動で利用するとき

**Q どんな手続きが必要ですか？**

A あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター利用許諾申請書（様式第1号）を建設政策課に提出してください。

なお、ファクシミリや電子メールでの申請も可能です。

**【申請書提出先】**

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県建設部建設政策課担い手確保育成班

電子メールアドレス：2910center1@mail2.pref.akita.jp

ファクシミリ送信先：018（860）3800

**Q 誰でもキャラクターを利用することができますか？**

A キャラクターの利用者は、あきた建設女性ネットワークの会員を想定していますが、会員以外の者であっても、利用許諾取扱要領に定める全ての要件を満たす場合は利用を許諾しますので、まずは御相談ください。

## 2. 利用方法について

**Q キャラクターを利用するとき、必ず記載すべきことはありますか？**

A 「©2018k-ishii」及び「あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター」を記載してください。ただし、対象物件の大きさ等により記載が困難である場合

など、建設政策課長が認めた場合は、表示を省略できます。

**Q キャラクターが話しているような使い方はできますか？**

A キャラクターの性格や口癖など個性の特定に結びつくような使い方は認められません。例えば、吹き出しを追加してコメントを記載することはできません。

一方で、キャラクターの個性の特定に結びつかない使い方は認める場合があります。例えば、キャラクターの横に看板等のイラストを描き、その中にイベントの開催日時や会場等を記載することは問題ありません。

いずれにしても、利用許諾申請書に記載し、許諾を得てください。

**Q 缶バッジなど、キャラクターの顔だけを使うことはできますか？**

A できます。なお、対象物件の大きさによっては、「あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター」の表示ができない場合があると考えられますので、このような使い方の場合は、事前に御相談ください。

**Q インターネットに掲載することや、動作を付けることはできますか？**

A インターネットへの掲載については、利用を許諾する場合がありますので、御相談ください。

一方、動作を付けることや声を入れることは認められません。

### 3. その他

**Q キャラクターの利用料金は幾らですか？**

A ご利用は全て無料です。

**Q 申請団体の公式キャラクターとして利用することはできますか？**

A あきた建設女性ネットワークの公式応援キャラクターですので、他の団体等の公式キャラクターとして利用することはできません。

また、公式キャラクターであると誤認し、又は混同するような使い方も認められません。